

少人数学級・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充 を求める意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられ、計画通りに進捗すれば、2025 年度に完了となる。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、学級編制標準の検討が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、児童・生徒の背景に沿った教育が実施できる体制整備を推進すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教職員の待遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を發揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
5. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
6. 教職員の担い手不足の原因を明らかにし、抜本的対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

広島県庄原市議会

(提出先) 内閣総理大臣/総務大臣/財務大臣/文部科学大臣/衆議院議長/参議院議長